

あわらし市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年度定期監査の指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和8年9月17日

あわらし市監査委員 杉 本 一

あわらし市監査委員 北 島 登

記

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 監査の種別 | 定期監査（学校監査） |
| 2 監査の対象 | 教育委員会 教育総務課
（伊井小学校、金津東小学校、金津中学校） |
| 3 措置の内容 | 別紙のとおり |

《指摘事項》

(1) 軽微な事務処理誤りについて (伊井小学校、金津東小学校、金津中学校)

監査の結果	措置の内容
学校が管理する各会計の事務処理において、下記のとおり軽微な事務処理誤りが複数確認された。関係職員全員に対して指摘事項の周知徹底を図り改善に努められたい。 (1) 関係書類の不備 支出入書類の起票日等の記載漏れ、証憑書類（納品書、請求書、領収書等）の添付漏れや鉛筆書き、領収書や領収日の書換えと思われる処理、また、汚染や印字が薄くなったレシート（感熱紙）の添付等が複数確認された。 (2) 押印、検閲の不備 確認印や決裁印のない起票等が複数見受けられた。 (3) 支払及び現金の管理 支払が請求日から1か月以上経過しているケースや、預貯金通帳から支払に必要な額を出金したものの支払いまでに期間を要したケースがあった。 (4) 立替払い領収処理の不備 やむを得ず立替払いをした場合の精算が速やかに処理されていないものが散見された。また、立替払いの際に各種カードを使用しているケースが見受けられた。	●教育委員会 教育総務課 監査結果に関して、(1)関係書類の不備、(2)押印、検閲の不備、(3)支払及び現金の管理、(4)立替払い領収処理の不備、の4つの指摘内容について、各学校長及び学校事務職員に対して周知のうえ、適正な会計処理に努めるよう指導した。

《指摘事項》 (2) 寄付金等の管理及び使途等について (伊井小学校、金津東小学校)	
監査の結果	措置の内容
学校が直接受領した寄付金について、長年に渡り不適切な処理を繰り返している事実を把握した。 (1) 寄付受領の不透明性と証憑の皆無化 寄付金を受領する際、学校組織としての決定（決裁）を経ておらず、寄付金を受領した経緯、寄付金の額、受領日時、相手方の意向・使途の指定等の詳細について、確認できる客観的な証憑書類が一切作成・保管されていなかった。 (2) 寄付金の不適切な会計管理 受領した寄付金の処理については、学校の管理職のみにおいて現金の保管や出金管理が行われており、現金出納簿等への適正な記録や支出に係る領収書や請求書等の証憑書類の保管も著しく不十分な状態であった。 これは、長年に渡り教育委員会や監査委員による検閲・監査の目が届かない状態が継続していたこと、寄付金を受領する際のルールが無いことにより、学校の管理職が学校教育に必要なものであると自己判断して使用していたことに起因すると思われ、第三者からの寄付金が学校の管理職の裁量により使える状況になっていたものである。 (3) 使途の不当性、および不明瞭な支出 寄付金は学校教育に必要なことに使用	●教育委員会 教育総務課 学校に対する寄付金等の扱いについて、不適切な管理が続いていたことを重く受け止め、これまでの管理の状況に対し、関係者に対する個別指導の実施及び、再発防止の徹底に向けて臨時校長会を開催し、全管理職に対して以下の点について指導した。 ① 不透明な会計処理の撤廃 学校内の会計であっても、適切に決裁や監査等の事務処理の確実な実施など、公金に準じた取扱いの徹底。 ② 学校内における支出目的と内容の明確化 PTA会計等の学校内の支出については、会計の目的に合わせ、児童及び保護者等に関わるものを拡大解釈しない。 ③ 寄付金等の受け入れ対応の徹底 これまで学校ごとに判断していた金銭及び物品等の寄付の受け取りについては、教育委員会で作成したルールにより、全校統一した取扱いと

していたとのことであるが、本来自己負担をすべきものがあり、公私境界線が曖昧になっているケースが多々認められた。 本件は、寄附受領手続の欠如、会計処理の著しい不備及び不適切な支出処理、内部統制の不十分さや学校の管理職の倫理観の希薄さといったことが複合的に合わさって発生したと思われ、公的教育機関としての信頼性を著しく損なうものといえる。 なお、所管教育委員会においては事態を重く受け止め、速やかに関係者に対する聞き取り調査を行うとともに、今後の再発防止に向けた対策を協議しており、一定の自浄作用に向けた対応を行っていた。 今後は、寄付金を受領する際の厳格なルール策定、他の学校会計と同様の透明性及び検証可能性を確保した組織的な会計管理、寄付者の意向を斟酌し、教育目的との整合性を十分に検討した上で適正な執行を徹底していただきたい。 さらに、学校職員に対して学校として寄付金を受領する際のルール等について周知徹底を図るとともに、定期的な内部点検を実施するなど、再発防止に向けた実効性のある管理体制を確立するための抜本的な是正措置を講じられたい。	することを徹底。 以上3点に加え、今回の指導内容の風化防止に向けて、管理職の引継ぎの徹底及び、教育委員会による学校内の会計管理に対する管理職への指導を毎年度当初に実施する。
---	--